

## 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立柏陵高等学校
課程又は教育部門	全日制普通科



### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校はいじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を継続し、安心安全な学校づくりを推進する。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識の下、いじめは絶対に許されない行為であることを生徒に認識させる。
- (2) 年度当初に、いじめの定義及び基本認識の確認、学校いじめ防止基本方針等に関する研修会を開催し、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、教職員の危機意識を高めるとともに、いじめの問題に関する取組の計画的な実施についての共通理解を図る。また、発達障がいや性的マイノリティ等、きめ細やかな対応が必要な生徒についての教職員の正しい理解を図るため、外部講師による講演等を積極的に実施する。
- (3) 人権教育を学校の教育活動全体を通じて継続的に推進することで、生徒に「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けさせ、多様性を認め、人権侵害をしない人格を育む。
- (4) 「いじめ防止対策推進法」や本校の「学校いじめ防止基本方針」について理解を深めさせることで、いじめが法律に規定された人権侵害行為であり、被害者の身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなることを認識させ、被害者と社会に対する行為の結果への責任があるという自覚を持つように働きかける。
- (5) 日々の授業や行事等において、全ての生徒が活躍し、協働的な活動を通して互いが認め合える場面を実現する「絆づくり」や、クラスや学校をどの生徒にとっても安心できる場所にする「居場所づくり」に取り組むことで、生徒の自己有用感や充実感を醸成し、もっていじめの起りにくい魅力ある学校づくりを推進する。
- (6) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (7) 発達上の課題がある生徒が関わるいじめについては、職員研修を通じて教職員が個々の生徒の特性への理解を深めるとともに、情報共有をおこないつつ、当該生徒のニーズや特性、外部の専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （１）基本的考え方

- ア インターネットやSNS等を利用したいじめが多く発生しており、大人が気づきにくい形で行われていることを全職員が認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- イ 日頃から生徒の見守りや生徒との信頼関係の構築等に努め、いじめの被害を表出できない生徒の存在を念頭に置き、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報を共有する。
- ウ いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制の整備や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図る。

#### （２）いじめの早期発見のための措置

##### ア アンケートの実施

令和7年度の実施日程（予定）

実施予定日	アンケートの種類	実施予定日	アンケートの種類
4月14日（月）	学校生活アンケート	10月6日（月）	学校生活アンケート
5月19日（月）	いじめアンケート（記名）	11月10日（月）	いじめアンケート（無記名）
6月16日（月）	いじめアンケート（無記名）	12月8日（月） 12月8日（月）～12日（金）	学校生活アンケート 家庭用チェックリスト
7月7日（月） 7月7日（月）～14日（月）	学校生活アンケート 家庭用チェックリスト	1月20日（火）	学校生活アンケート
8月27日（水）	学校生活アンケート	2月17日（火）	いじめアンケート（無記名）
9月16日（火）	いじめアンケート（記名）	3月10日（火）	学校生活アンケート

- ・担任・副担任で内容を確認⇒気になる内容があれば、速やかに学年主任を通じて生徒指導主事・管理職へ報告⇒いじめ防止対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織）にて協議（出席者）校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、指導教諭、保健主事、第1学年主任、第2学年主任、第3学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年いじめ担当教員

##### イ いじめ防止対策委員会の実施

いじめ防止対策委員会を月1回開催し、学校生活全般においてコミュニケーションや人間関係構築に課題のある生徒についての情報を収集・共有。

##### ウ 定期的な担任・副担任との個人面談の実施

4月・10月に教育相談週間を設け、全生徒を対象に担任または副担任による個人面談を行う。

##### エ スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、訪問相談員による面談の実施

希望する生徒、保護者に対してSC、SSWや訪問相談員による面談を実施。面談後必要に応じて関係教職員によるケース会議を行う。

##### オ 相談ポストの設置

相談ポストを校内に設置して生徒の声を広く受け止めることができるようにし、設置場所を定期的に生徒に周知する。生徒指導主事が毎日確認し、相談があれば迅速かつ丁寧に、組織的に対応する。

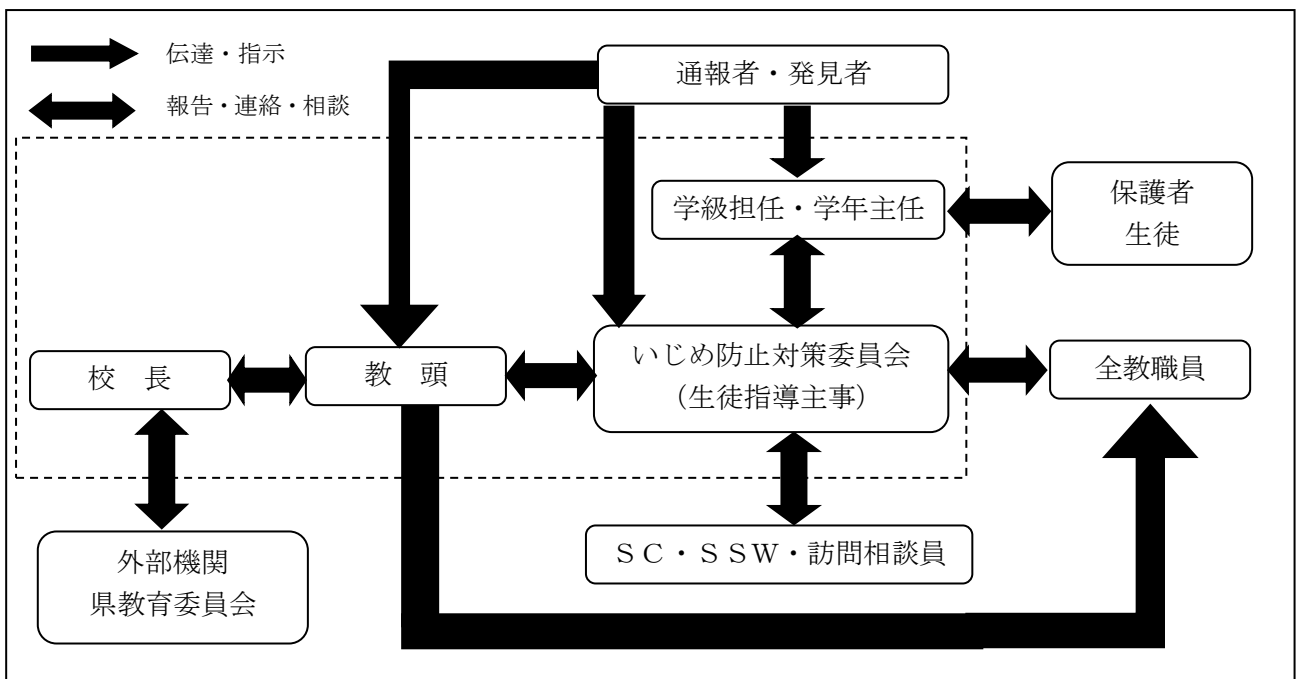
#### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

##### （1）基本的考え方

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、心のケア等の支援を行う。丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、毅然とした態度でいじめ防止対策委員会で組織的な対応を行う。
- イ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- エ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず心身の苦痛を感じない生徒や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない生徒もいる。またインターネットやSNS等を利用した表面化しづらいいじめに配慮し、ネットパトロール及び日常のアンケート・観察・相談ポストの活用を行い、些細な兆候も見逃さないように努める。

##### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者からのいじめに関する相談や訴えに真摯に対応する。
- イ 速やかに対応するため、以下のチャートに従い、報告・連絡・相談を行うと同時に全職員での情報の共有に努める。
- ウ 報告や連絡は可能な限り迅速に行い、随時経過報告を行う。緊急（非常事態）の場合は直接、管理職に報告する。いじめの疑いがある事実を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- エ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。なお、部活動指導員、非常勤講師等が、部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。



##### （3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことを伝え、「休み時間」等を含めた教職員による見守りの体制を整備する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼でき

る人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、緊急のいじめ防止対策委員会を開き情報の共有を図る。

- イ 保護者に対してもいじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去する。
- ウ 状況に応じていじめられた生徒およびその保護者に対してSC・SSW・訪問相談員による面談の実施、専門医への受診を進めるなど、心のケアを継続して行う。

#### **(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言**

- ア いじめたとされる生徒からも迅速に複数の教員で事実関係の確認を行う。
- イ いじめがあったと確認された場合は、職員全体が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ウ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて別室において指導することで、いじめられた生徒にとって安全で安心な教育環境の確保を図る。場合によっては所轄警察署等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- エ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に加害生徒に懲戒を加えることを検討する。ただし、懲戒を加える際には教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- オ いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えとともに、いじめた生徒が罪悪感を抱き、いじめられた生徒との関係回復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して協力を要請する。
- カ いじめの事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行いながら、今後の指導方法、学校との連携方法について話し合う。

#### **(5) いじめが起きた集団への働きかけ**

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てる行為を行った生徒に対しては、それはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- イ いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復し、好ましい集団生活を送れるよう支援する。ただし、上記(4)ウのとおり、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を最優先とする。

#### **(6) ネット上のいじめへの対応**

- ア 上記のいじめの対応と同様にいじめられた生徒やいじめた生徒への対応を行うとともに、内容の削除依頼等専門機関との連携を図る。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対応する。また、必要に応じて法務局又は地方法務局へ協力を求め、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。
- イ 学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者にも理解を求める。

#### **(7) いじめの解消**

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ防止対策委員会での協議を経て校長が判断するものとする。

- ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子も含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等より確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事への報告を行う。
- イ いじめ防止対策委員会を母体として重大事態調査委員会（いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織）を設置し、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的として調査を行う。
- ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### （2）調査結果の提供及び報告

- ア 調査結果報告書は、学校が調査主体となる場合は重大事態調査委員会にて作成する。
- イ 調査結果については、調査結果報告書に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校の対応の

検証、当該事案への対処及び再発防止策について対象生徒・関係生徒及びその保護者に適切に説明する。その際は、個人情報保護法や生徒のプライバシー・人権に配慮しつつ行う。

ウ 調査結果については、対象生徒の・保護者からの所見書も併せて県教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称

いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織・・・「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織・・・「重大事態調査委員会」

### (2) いじめ防止対策委員会の役割と機能

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成・実行において中核的な役割を果たす。また校内研修の企画・実施を行う。

イ いじめの相談・通報の窓口となり、複数の教職員等が個別に認知した情報を収集・整理・記録する。

ウ いじめの疑いのある情報があった場合には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、調査や聞き取りの実施、指導・援助体制の構築、方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

エ 学校いじめ防止基本方針の点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行う

オ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

### (3) 重大事態調査委員会の役割と機能

ア 重大事態の調査主体が、県教育委員会となるか、学校となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、県教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

イ 学校が調査主体となる場合、いじめ防止対策委員会を母体として重大事態調査委員会を設置し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 重大事態調査委員会では、対象生徒・関係生徒及びその保護者への説明、調査方法、調査結果の分析、調査報告等に関する検討・調整を行う。

## 7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組について、いじめ防止対策委員会がいじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、職員会議・いじめ防止対策委員会での検証を行うことで目標達成状況を評価し学校評価とする。